## 平成21年度は固定資産の評価替えの年度です

### 固定資産税とは

固定資産税は土地、家屋及び償却資産の毎年1月1日 現在の所有者が、その資産価値に応じて所在する市町村 (本町は 1.5%)を掛けた額 に納める税のことです。

税金の額は固定資産の価格「適正な時価」を基としての合計が土地は30万円、 計算しています。

土地と家屋について、資産価格の変動に対応し適正な 資産は 150 万円に満 均衡のとれた価格にするため、3年毎に評価額を見直す たない場合は課税され 制度がとられており、平成21年度は評価替えの年度でません。

### 固定資産税の税額

税額は評価額を基に課税標準額を定め、これに税率

となりますが、課税標準額

家屋は20万円、償却



3年毎に評価替え

### 税額 Q&A

- どうしてでしょう。
- A 評価額は同じなのに地域や土地によって税額に違 ことから、国の法律で平成9年度以降調整措置が取 られています。この措置によって評価額からみて課 税標準額が低い土地は上げたり、据え置いたりする 仕組みになっています。

このように、現在は税負担の公平を図るために、 そのばらつきを調整している途中なので、地価が下 がっても税金が上がるという場合も生じています。

- Q 地価が下がっているのに土地の税額が上がるのは Q 平成 17年9月に住宅を新築しましたが、平成 21 年度分から税額が急に高くなっています。なぜでし ようか?
- いがあるのは、税負担の公平性からみて問題がある A 新築の住宅に対しては、一定の要件にあたるとき は、新たに固定資産税が課税されることとなった年 度から3年度分に限り、税額が2分の1に減額され ます。したがって、この新築家屋の場合は平成 18・ 19・20 年度分について税額が 2 分の 1 に減額され ており、減額適用期間が終了したことにより、本来 の税額になったためです。



5月中頃に課税明細と納付書をお届けしますので ご確認ください。

ご不明な点などお気軽にお問い合わせください。

問合せ先

役場税務住民課 西沖・江□ ☎75 - 4117

●□座振替日の前日までに残高の確認をお願いします。●□座振替日は、納期限と同じです。	2	1	12	11	10	9	8	7	6	5	納付月	平
	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	风 — 21
	国民健康保険税固定資産税	国民健康保険税町県民税	国民健康保険税固定資産税	国民健康保険税	国民健康保険税町県民税	国民健康保険税	国民健康保険税町県民税	国民健康保険税固定資産税	町県民税	軽自動車税固定資産税	税目	町税納 期
	8 4	7 4	6 3	5	4 3	3	2 2	1 2	1	全 1	期	期
	期期	期期	期期	期	期期	期	期期	期期	期	期期	別	_
	3 / 1 (月)	2 / 1 (月	12 / 25 金	11 / 30 月	11 / 2 月	9 / 30 水	8 / 31 (月	7 / 31 金	6 / 30 火	6 / 1 (月)	納期限	覧表

## すぎっ子バスの走行車両変更について

智頭町民すぎっ子バスはこれまで各路線(本谷、 芦津、富沢、那岐)を決められたナンバーのバス が走っていましたが、車両管理の都合上、4月1

日から各車両が日によ って異なる路線を走る 体制になっています。 乗車の際は行き先をご 確認の上、お間違えな いように乗車ください。



問合せ先 役場企画課 松村 ☎75-4112

## 身体障害者等の 軽自動車税の減免について

身体障害者等の人で、軽自動車税(2輪車を含む) の減免を希望される人は、納期限の7日前(5月25 日) までに申請してください。

なお、身体障害者等の等級により、減免額が決定 されます。

詳しくは、役場税務住民課へお問合せください。

問合せ先 役場税務住民課 山田

2775 - 4117

### これからの日本を考える基礎になります



# 7月1日経済センサスー 実施します

6月から事業所及び企業に調査票を配布します。 調査は全国すべての事業所及び企業が対象です。 経済センサスー基礎調査は商店や工場、営業所、 事務所、学校、旅館、学習塾、病院、寺院など、 すべての事業所が対象となる大規模な統計調査です。 統計調査の結果は国、都道府県、町などのこれ からの行政を考える重要な基礎資料として活用さ れます。

調査票が届きましたらご記入をお願いします。

問合せ先 役場総務課 两尾 **☎**75-4111

## 盲ろう者涌訳・ 分肋員養成講習会受講者募集

目と耳に重複して障害がある盲ろう者に対してコ ミュニケーション・情報獲得・移動などの支援を行 う人を養成します。

象 高校生以上で盲ろう者の福祉に理解 と熱意のある人

■日時・会場 16回開催(おおむね隔週) 6月6日(土)~12月19日(土) 午後1時~4時

県民ふれあい会館(鳥取市扇町21)

**■受 講 料** 無 料(テキスト代別)

■申込期限 5月22日(金)

問合せ先鳥取盲ろう者友の会養成事務局

☎ · FAX 0859-35-0119

## 春の行政相談週間 5/18(月)~5/24(日)

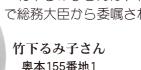
総務省では、行政相談・行政相談委員制度をより多くの人に知って いただき、利用していただくために毎年「春の行政相談週間」を実施 しています。皆さんの身の回りで役所の仕事や手続き、サービスなど であ困りの場合は、行政相談員にご相談ください。

なお、鳥取行政評価事務所でも随時相談を受け付けています。 ○困っているが、どこに相談していいか分からない ○制度や仕組みがわからない

<5月の行政相談所開設日>

	時	場	所
5月12日(火)	午前9時~11時30分	総合セ	ンター

### ◎新しい行政相談員さんの紹介



竹下るみ子さんが、行政相談員として4月1日付 で総務大臣から委嘱されました。

**☎**78-0430

相談は無料で、 秘密は守ります。 お気軽にご利用ください。

問合せ先 鳥取行政評価事務所

**☎**0857-24-5542

## メンバーを募集します

機能訓練事業「仲良く楽しくやろ う会」の新メンバーを募集していま す。仲間づくりや機能維持に向けて 一緒に楽しく訓練しませんか?現在 14名の仲間がいます。

詳しくは個別に説明いたしますの で、お気軽にお問い合わせください。

#### ■対象者

- 40歳以上65歳未満の人
- ・脳卒中後遺症やケガで身体が不 自由な人で、機能回復が必要な人
- ・病院のリハビリが終了した人
- ・家に閉じこもりがちな人

**■会 場** 保健センター ひだまりホール

**■開催**年間15回程度

### 問合せ先

保健センター 福祉課 保健師 **☎**75−4101

21 広報ちづ No. 686 広報ちづ 平成21年5月